

覚 書

昭和62年10月27日

防衛施設庁労務部労務厚生課長

酒 井 雅



労働省職業安定局業務指導課長

小 倉 修 一



駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長
に係る事務の担当省庁について

防衛施設庁及び労働省は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「臨時措置法」という。）の有効期限の延長に係る事務について、下記のとおり確認する。

記

- 1 臨時措置法は、防衛施設庁、労働省等の共管であることから、法附則第3項の改正を主要内容とする法改正（以下「単純延長」という。）に当たり、原則として、防衛施設庁及び労働省が交代で事務を担当する旨昭和53年の単純延長時に両省庁の担当課長の間でなされた口頭了解（以下「53年口頭了解」という。）については、両省庁は今後とも尊重をするものであること。
なお、両省庁に国会対策上等の特別の事情があり、その事務を担当することについて不都合がある場合には、協議の上、担当省庁を決定すること。
- 2 昭和63年5月16日限り臨時措置法が効力を失うことに伴う単純延長に係る事務については、第109回臨時国会において継続審議となった防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の今後の審議過程において種々の困難が見込まれることその他の事情により、臨時措置法の期限内成立に支障が生じるおそれがあることから、防衛施設庁からの申し入れにより、労働省がその事務を担当することとすること。
- 3 次回の単純延長については、53年口頭了解の趣旨に沿って、防衛施設庁がその事務を担当するものとする。